

## 第3回エコツーリズム推進会議 幹事会資料

ガイド養成・資格制度について	1
エコツーリズム憲章の策定	4
エコツアー総覧、エコツーリズム大賞	8
エコツーリズム推進マニュアル	16
モデル事業（公募要領）	22

## ガイド養成・資格制度について

### (1) ガイド養成・資格制度のタイプ

国内で実施されている自然ガイドに関連する養成・資格制度のタイプは、許認可型と技術認定型（審査の有無）により次の3つに分類される。

タイプ：許認可型

タイプ：技術認定型・審査あり

タイプ：技術認定型・審査なし

それぞれのタイプは制度・事業の目的や制度運営機関の方針によりその内容や課題は異なる。以下に各タイプの特徴や事例などを示す。

	タイプ	タイプ	タイプ
資格	許認可型	資格認定型	
審査		あり	なし
制度の特徴	ガイドの資質を担保する 資源の保全と利用のルールを厳守する	ガイドの資質を担保する	自然体験活動の参加を促す
資格保有者は	入域や営業の許可を得る(制度の対象範囲において必要な資格である)	販売やガイドの機会などで、何らかの優位性が与えられる(ガイド行為のために必要な資格ではない)	
地域は	法制度のような強制力を持つ規則によって、保全と利用の取り決めが守られる	自然体験活動に取り組む人材を幅広く育成できる	
観光客は	一定レベルのガイドの資質や能力が担保される	一定レベルのガイドの資質や能力が担保される	事前にガイドの資質が明確にされない
事例(＊)			
全国		b 山岳ガイド認定制度	e 自然観察指導員 f 自然学校指導者 g 自然体験活動リーダー
都道府県	a 東京都の島しょ地域における自然の保護と適正な利用に関する要項	c 北海道アウトドア資格制度	h 沖縄県自然体験活動指導者養成事業 i 富山県自然解説制度
市町村など		d 藤里町認定ガイド養成制度	j 岐阜県森林案内人制度

\* 事例（詳細）

名称(所轄団体等)	資格対象	審査方式	特典	規模
a 東京都の島しょ地域における自然の保護と適正な利用に関する要綱 平成 14 年施行 (東京都環境局自然環境部)	関係町村(小笠原村)に居住する 18 歳以上の個人	「東京都自然ガイド認定講習」受講修了により「東京都自然ガイド」資格を認定	東京都指定地域でのガイド行為(南島、母島石門一帯の 2 地域では自然ガイドの同行が義務づけられている) 腕章の配布	講習会修了者数 149 名
b 山岳ガイド認定制度 昭和 46 年から実施 (社)日本山岳ガイド協会)	個人(山岳ガイド、自然ガイドで 6 分野)	書類審査、机上検定、実技検定での認定	各種ガイド資格に応じたエリアでのガイド行為	認定者数約 850 名
c 北海道アウトドア資格制度 平成 14 年 3 月から実施 (北海道総合企画部地域振興課、NPO 法人北海道アウトドア協会)	アウトドア 5 分野(自然、山岳、ラフティング、カヌー、乗馬)の事業者、ガイド個人	個人資格制度:筆記試験と実技試験 優良事業者登録制度:書類審査、現地審査	ホームページ、パンフレットでの公表	合格者数延べ 89 名(平成 14 年)
d 藤里町認定ガイド養成制度 平成 13 年から実施 (藤里町企画振興課)	藤里町でガイド活動を目指す個人	「自然観察ガイド講習会」受講後試験を受け、合格者のみ認定	藤里町観光協会に登録	登録者数 14 名 (平成 15 年)
e 自然観察指導員 昭和 53 年から実施 (財)日本自然保護協会)	自然観察指導者を希望する個人	自然保護協会が開催する各種講座の受講修了により資格認定	自然保護協会に登録、腕章、ネームプレートの配布	講座参加者数のべ 19,000 名以上
f 自然学校指導者 平成 11 年から実施 (社)日本環境教育フォーラム)	将来プロとして環境教育活動に従事する意志のある個人	「自然学校指導養成講座」受講終了により資格認定	(社)日本環境教育フォーラムに自然学校指導者として登録	講座参加者数約 20 名/回 (年 1 回開催)
g 自然体験活動リーダー 平成 12 年 12 月から実施 (NPO 法人自然体験活動推進協議会(CONE))	自然体験活動指導者を希望する個人	CONE 認定の団体による各種養成講座の受講修了内容に応じてレベルを認定	ホームページ、パンフレットでの公表	認定者数約 13,000 名(平成 15 年 3 月)
h 沖縄県自然体験活動指導者養成事業 平成 11 年から実施 (沖縄県文化環境部自然保護課)	沖縄県で自然観察会などにおいて指導者やリーダーとなることを希望する個人	「自然体験活動指導者養成講習会」受講修了により「自然体験活動指導者」の資格認定。希望者は CONE の「自然体験活動リーダー・初級」取得可能。	ホームページで公表	講習会参加者数約 30 名/回 (年 1 回開催、講習会は平成 16 年で修了予定)
i 富山県自然解説制度 昭和 49 年から実施 (富山県生活環境部自然保護課)	富山県ナチュラリストを希望する個人	「富山県自然保護講座(ナチュラリスト養成コース)」受講終了により「富山県ナチュラリスト」資格認定	県の主催する自然観察会の自然解説員登録(70 歳まで)	認定者数延べ 540 名(平成 15 年)
j 岐阜県森林案内人制度 平成 6 年から実施 (岐阜県森林組合連合会)	13 森林組合に所属する林業関係者、組合の認める個人	安全、知識に関する所定の講習を修了後「グリーンパイロット」として認定	グリーンパイロット事務局(岐阜県森林組合連合会)に登録	登録者数 177 名

## (2) ガイドに求められる力

ガイドに求められる力は、基礎的なものと高度なものに分けられる。基礎的な能力とは、自然ガイドとして最低限備えておくべき力であり、ガイドランスを実施する地域や対象にかかわらず必要とされるものである。一方で高度な能力とは、プロのガイドとして商品力の向上に応じて多種多様に異なるものである。

	技術	知識	意識
基礎的な能力 (プロのガイドとして最低限備えておくべき力)	安全管理力 基礎的なコミュニケーション力	解説素材に関する基礎知識 フィールド保全のためのルールを理解	参加者満足に気を配る基礎的なホスピタリティ
高度な能力 (プロのガイドとして商品力の向上につながる力)	参加者の気付きや発見、深い興味を引き出す力	解説素材に関する専門的な深い知識 対象地域の社会文化や自然に関する深い知識	思慮深さや哲学(オリジナリティ)

本会議のエコツーリズム推進方策のひとつであるモデル事業において、以上の考えのもとに地域の実情に応じたガイド養成・資格制度の検討を行うこととする。

## エコツーリズム憲章の策定

### ( 1 ) 基本的考え方

- ・旅行者、行政、民間事業者、ボランティア、地域住民や一般国民などすべての人がエコツーリズムに関わりがあることを理解し、エコツーリズムを推進していくために「基本理念」および「行動指針」を提示する。

### ( 2 ) 意義

- ・エコツーリズムの基本理念や行動指針、理想的なあるべき姿を、旅行者、行政、民間事業者、ボランティア、地域住民や一般国民など様々な立場の人の間で共有化できる。
- ・様々な立場の人が一つの憲章を共有することで連帯と連帯意識を醸成できる。
- ・事業や行動の展開の中で迷ったときに、立ち戻る原点と位置づけられる。
- ・エコツーリズムに国を挙げて取り組む姿勢を内外に示せる。

### ( 3 ) 方法

#### 1 ) 提唱主体

- ・エコツーリズム推進会議において議論を経て、制定する。

#### 2 ) 文章の構造

- ・既存のほとんどの「憲章」と同様に「前文」+「箇条書きからなる主文」の形式とし、前文で基本理念を、主文で行動指針を示す。

#### 3 ) 分量と普及方法

- ・関連するポスター、看板、出版物等に掲載しやすくして、広く周知を図るために、出来る限り1ページの中に収まるようにする。

#### 4 ) スタイル

- ・エコツーリズムは、全ての組織・人が関係者であるという趣旨から、全ての人が主体であることが暗示されるように、主語を明示しない形式とし、包括的な内容とする。

## 前文

### 憲章制定の背景と基本理念

- ・ 経済発展と効率優先で失われた豊かな自然と地域文化

#### < 地域 >

- ・ 地域の自然や文化は、心のよりどころ
- ・ エコツーリズムは地域の個性的な魅力づくりの手段
- ・ 地域社会への貢献
- ・ 地域づくりの自律化

#### < 観光 >

- ・ 自然や文化へのより深い理解のための観光
- ・ 深い理解は自然や文化を愛することに繋がる
- ・ エコツーリズムは、満足度を高め、観光の質の変容を促す

#### < 環境保全 >

- ・ 自然と文化は次世代に受け継ぐべき財産
- ・ エコツーリズムは環境保全・管理を内包

#### < 全ての人に関係者 >

- ・ 国民全てが関係者で、それぞれ役割を持つ
- ・ 全ての人々の協働、連携、協力

### エコツーリズムの概念の説明

- ・ 自然と文化を理解する観光
- ・ 環境保全
- ・ 地域の活性化
- ・ 以上、三要素の関連（循環、永続的な達成）

### 憲章制定の目的（連携、協力ための共通認識の形成）

## 本文

#### < 地域との関係 >

- ・ 地域文化の尊重
- ・ 地域への貢献
- ・ 地域の参加

- ・地域の素材の活用
- <観光のあり方>
  - ・深い理解に基づく観光
  - ・教育的、解説的観光プログラムの実施
  - ・調査研究と教育・訓練
- <自然環境保全のあり方>
  - ・自然環境保全は全ての人の務め
  - ・環境への負荷軽減手段の選択
  - ・環境の継続的管理
  - ・環境教育の普及
- <エコツーリズム推進のための連帯>
  - ・全ての人々が役割と責任を自覚
  - ・連帯と協力
  - ・長期的、持続的視野に立った戦略と実践

## ( 5 ) イメージ

この何十年というもの、わたしたちは確かにどんどんモノが豊かになってくる時代を経験しました。しかし、「より多く」「より速く」を求めているうちに、どうやら、心にポカンとできた隙間も、どんどん大きくなったような気がします。いつのまにか、わたしたちの国土は、地域の個性を失い、美しさは損なわれ、どこも似たり寄ったりのつまらないところばかり。私たちの心が帰っていく自然豊かなふるさととは、なくなってしまったかのようです。

それでもじっくり周囲を見渡せば、まだまだ豊かな自然は残っています。これまでの慌ただしく駆けめぐるだけの旅ではその価値はわかりません。立ち止まって、伝統の知恵と科学の知識を伝えるガイドや地域の人々の話に、ゆっくりと、深く耳を傾ければ、これまで見過ごしてきた、わたしたちの心を震わせる感動多き自然を発見できるはずです。そして、きっと、これまで受け続けてきた自然の恵みの大切さに気づき、驚き、感謝を忘れていたことを思い出すでしょう。自然に感謝し、そして自然を守ってくれている地域の人々に感謝し、環境保全や地域づくりに貢献できるよう、出来る限りの恩返しをしましょう。

わたしたちはまた、自分たちの住む地域の宝を見過ごしてきました。旅人がそれを気づかせてくれることがあります。旅人に自慢できるものを見

つけて教えたくなることもあります。住民と旅人が、地域の宝を教え、教えられ、そして共に愛でる。その喜びを知れば、わたしたちの地域の価値を再発見し、もっと自然を守り、もっと素敵な地域にしていこうという気持ちが生まれるはずです。

そういう気持ちで、みながときには旅人として、ときには住民として、環境づくりと地域づくりに参加し、協力すれば、わたしたちの国土の隅々にまで、様々な個性豊かな自然や文化があふれ、みんながもっと豊かな暮らしと旅を楽しめるのです。

そんな新しい形の観光「エコツーリズム」は、

- ・地域の自然と文化を詳しく教えてくれる観光
- ・自然と文化を永遠に受け継いでいくための配慮と努力
- ・地域の経済や社会を元気にするもの

の3つのねらいをもち、その3つが永遠に循環していくことを目指すものです。

全ての人々が共通する考えを持って協力、連携して行動するために、ここにエコツーリズム憲章を定めます。

- ・自然と文化を尊重し、負担があればできる限り軽くし、その持続が何よりも優先されるよう絶えず見守りながら活用します。
- ・自然や文化を解説し、より深い理解に繋がる観光を、地域住民も参加して実現します。
- ・自然と文化を守る地域に対して感謝し、経済的、社会的及び精神的にできる限り貢献し、心の交流を図ります。
- ・旅人として、地域住民として、あるいは仕事を通じて、“エコツーリズム関係者”としての役割と責任を自覚し、果たすとともに、連帯と協力を惜しみません。
- ・わたしたちの自然と文化を守りながら楽しむエコツーリズムが持続していくために、次世代のための調査研究、教育・訓練、長期的戦略の立案など、長い時間の流れを意識した行動を常に心がけます。



## エコツアー総覧、エコツーリズム大賞

(エコツーリズム 100 選を 2 案に分割)

国民へのエコツアー参加のきっかけづくりとなるエコツアー情報の提供(エコツアー総覧)と、エコツーリズムのすぐれたとりくみの表彰(エコツーリズム大賞)を行い、参加者側と実践者側双方への情報発信とする。

### エコツアー総覧

#### (1) 基本的考え方

- ・ 全国で実施されているエコツアーの網羅的な情報を、エコツーリズム大賞の情報とともにウェブ上で公開し、随時更新することにより、国内エコツアーを総覧できるようにする。
- ・ エコツーリズム推進会議において討議されたエコツーリズムの考え方をふまえ、エコツアーとしての自覚を持つツアーを掲載する。
- ・ 掲載時にはツアーの質の評価は特に行わないが、エコツアープログラム推奨制度等とのリンクを図り、質的评价も提示できるようにする。
- ・ 外国語による表記も行い、海外からのアクセスも可能とする。
- ・ 環境省その他のサイトとリンクさせることにより、利用者の利用便益と情報提供者へのインセンティブを確保する。

#### (2) 意義

- ・ 全国版のエコツーリズムポータルサイトを設置し、ツアー情報を公開することにより、利用者がエコツアーやエコツーリズムを実施する地域などの情報に効率的かつ素早くアクセスできる。
- ・ 利用者が自分のスタイルに合わせたツアー商品を選択する目安を得ることができ、エコツーリズム全体の需要喚起や関心の拡大に資する。
- ・ 情報提供者同士の間での連携や情報交換などにより、さらなるブラッシュアップや連帯意識の醸成も期待できる。
- ・ 利用者の反響を公開することにより、ツアー企画者がエコツアーとして最低限めざすべきレベルを理解することができる。

### (3) 方法

#### 1) 公開方法

- ・ ウェブサイト「全国エコツーリズム総合情報サイト」(仮称)において公開する。将来的に携帯電話によるアクセス方法も検討する。
- ・ 環境省や国土交通省など推進会議関係のホームページとのリンクを張り、アクセス窓口を多く設定する。
- ・ 年間の掲載ツアー情報を年末にとりまとめ、「年度エコツアー年鑑」として希望者に頒布する。
- ・ 日本語以外での情報提供が可能なツアーについては、いくつかの他言語での紹介を行う。
- ・ エコツアープログラム推奨制度等とのリンクを図り、掲示できるようにする。

#### 2) 公開対象

- ・ ツアー(出発から帰着まで)または現地で提供するプログラムとする。
- ・ エコツーリズム推進会議において討議されたエコツーリズムの考え方(1)を理解し、エコツアーとしての自覚を持つツアーであれば掲載可能とし、質的評価を加えない。
- ・ 現在もしくは現在以降に参加可能な時点のものに限定し、随時更新することにより、情報の鮮度を保つ。

#### 3) 情報提供者の資格

- ・ ツアーの実施主体は法人・個人事業者を問わないが、掲載前に事業者の登録を求めることにより、連絡先等の確認を行う。

1 エコツーリズムの考え方(第1回推進会議資料「エコツーリズムに関する国内外の取組みについて」p.2より)

エコツーリズムとは、

自然の営みや人と自然との関わりを対象とし、それらを楽しむとともに、

その対象となる地域の自然環境や文化の保全に責任を持つ観光のあり方である。

エコツーリズムを成立させるために必要なものは、

地域の自然や文化に対する知識や経験の案内(ガイドンス)

地域の自然や文化を保全・維持するための取り決め(ルール)である。

エコツーリズムの成立によって、様々な効果が発生する。

旅行者に対しては、自然や地域に対する理解が深まり、知的欲求を満足させる

地域資源に対しては、自然環境が保全され、または向上する

観光業に対しては、新たなニーズに的確に対応し、新たな観光需要を起こすことができる

地域社会に対しては、雇用の確保や、経済波及効果、住民による地域の再発見により、地域振興につながる

エコツアーとはエコツーリズムの考え方に基づくツアー形態であり、従来のエコツアーの典型的なものと考えられている、

- ・ 原生的な自然におけるガイドツアー
- ・ 特徴的な野生生物とのふれあい  
だけでなく、
- ・ 自然の営みに触れる観察会への参加
- ・ 環境教育を主目的とした学校団体の活動
- ・ 農林業などを体験することで自然への理解を深める活動
- ・ 自然や文化に関する解説を受けながら地域を歩き巡る活動
- ・ 環境保全のために実際に貢献する活動
- ・ 自然の中でゆったりとした時を過ごしながら自然の恵みを体感する活動  
なども含まれる。

#### 4) 情報の募集・応募方法

- ・ ツアー情報の掲載は有料とし、自立型運営をめざす。支払い単位はツアー1本ごとの単価計算とし、掲示期間に応じてランクを設ける。
- ・ 応募・登録・受理連絡・決済はインターネット上で行うこととする。
- ・ 以下の手順で情報を募集し、公開する。

事務局 募集告知と応募 URL 紹介

応募者 応募者登録フォームに必要事項を記入し送信

事務局 フォームに不備がなければ受理し、アクセスキー（番号）を E-mail で送付。この時点で連絡先等の確認を行う。

応募者 アクセスキーを使ってツアー登録フォームをダウンロード

応募者 記入済ツアー登録フォームとアクセスキーを送信

事務局 内容に問題がなければ掲載することとし掲載料請求

応募者 振込またはインターネットかクレジット決済

事務局 入金確認後、掲載

- ・ 掲載内容は、スタート時は基本的な情報にとどめるが（ 2 ） 徐々にツアーリストの情報ニーズに応じて変更を行う。
- ・ 内容がエコツアーとして不適切と思われる場合は、掲載を断る場合も生じる。

## 2 応募用紙記載項目（案）

### 1 ) ツアーの基本的情報

- ・ ツアー名称
- ・ 実施時期
- ・ 期間
- ・ 対象地域
- ・ 参加料金（含まれるもの）
- ・ ガイドの有無
- ・ アクティビティの種類（アイコンで表示）
- ・ 内容一言アピール

誰に向けた、どんなツアーか  
どの点がエコツアーなのか

- ・ 難易度
- ・ 対応可能な言語

### 2 ) 実施主体情報

- ・ 連絡先
- ・ 代表者名
- ・ 資格、技術認定

### 3 ) その他

- ・ 所有する資格、認証制度のランクなど

### 5 ) 体制

- ・ 問い合わせ対応・Web の企画・デザイン・情報管理・システム管理・サーバ管理など、発生する諸業務を行う体制を作る。
- ・ 3 年間はエコツーリズム推進会議との連携を保ち、エコツアー選定基準や運営上の課題解決などを図る。

### 6 ) 責任主体

- ・ 情報の内容に関する責任はツアーの実施主体に帰属する。

#### ( 4 ) 課題

- ・ ウェブの設計・管理・運営上の諸課題
  - 体制
  - 費用（制作コスト、運営・メンテナンスコスト）
  - 技術的課題
  - リスク管理上の課題
- ・ 情報の募集方法
- ・ 掲載による事業者へのインセンティブ
  - 広告掲載効果

#### 参考例・情報提供 Web サイト開設に必要な役割と工程

必要な役割（兼務もありうる）

プロデューサー、ディレクター

情報管理チーム

ウェブデザインチーム

- ・ コンテンツ作成班
- ・ グラフィックデザイン班

システム管理チーム

- ・ プログラム作成等
- ・ サーバー管理

#### 工程と所要期間

- |            |                    |
|------------|--------------------|
| 1) 企画      | 1ヶ月                |
| 2) 情報収集    | 1ヶ月（当初のコンテンツ作成のため） |
| 3) コンテンツ作成 | 3ヶ月程度              |
| 4) HTML化   | 1ヶ月                |
| 5) 試行      |                    |
| 6) オープン    |                    |
| 7) メンテナンス  |                    |

## エコツーリズム大賞（エコツーリズム 100 選を改称）

### （１）基本的考え方

- ・ 「保全利用協定」や「ガイド認定システム」「環境への配慮においてすぐれた宿泊施設や交通機関」など、より良いエコツーリズムを目指して良質なとりくみを進めている事業者や地域や施策を一般国民に広く推奨、紹介する。
- ・ 必ずしもベストでなくても、さまざまな観点から推奨できる取組みを紹介することにより、環境保全努力や観光の質の向上を図る。
- ・ 選定した事業者のリストをウェブサイトに掲載する。

### （２）意義

- ・ エコツーリズム事業の展開のあり方のバリエーションやユニークさを示すことになり、地域づくりや環境への配慮、ツアー実施のあり方などに関する枠組みが見えるようになる。
- ・ エコツーリズムの全国版ポータルサイトを設置し、そこに掲載することで、利用者を優良事業者や優良地域へ誘導し、事業者や地域の改善意欲の向上に繋がる。
- ・ 事業者の努力が評価されることにより、さらなる持続や質の向上への意欲を与えることができる。
- ・ 選定された者同士の間での連携や情報交換などによる、さらなるブラッシュアップや連帯意識の醸成も期待できる。

### （３）方法

#### １）募集方法

- ・ 自治体や機関誌を通じて「募集要項」と「推薦依頼」を配布し、公募と推薦により募集する。

#### ２）審査方法

- ・ 「エコツーリズム大賞選定委員会」を設け、書類審査を行い、毎年すぐれた数例を選定する。
- ・ 表彰に際してはジャンルを設けず「大賞」「優秀賞」（仮称）の２ランクを基本とし、オプションとして「特別賞」や「ユニーク賞」「功労賞」な

どを適宜設ける方が現実的である。

### 3) 公開方法

- ・ 選定されたとりくみは、毎年開催されている自然公園大会等の機会を利用して公表し、表彰を行う。
- ・ 国民がアクセスしやすいよう、前述の「全国エコツーリズム総合情報サイト」で公開し、とりくみの内容を紹介する。
- ・ 事業者のホームページや各地域のポータルサイトへのリンクを張り、参加しやすいようにする。
- ・ 毎年の選定対象を「エコツーリズム年鑑」として小冊子にまとめて出版する。

#### < 選定にあたっての視点の例 >

##### **a . 良質なプログラムの提供にかかわるとりくみ**

- ・ ガイドシステム
- ・ 人材育成システム
- ・ ユニークなプログラムのとりくみ
- ・ プログラムにおける社会的弱者への対応へのとりくみ
- ・ プログラム開発のための調査・研究体制づくりのとりくみ
- ・ 安全性への配慮のとりくみ

##### **b . 環境保全への努力**

- ・ 事業者の環境への負荷軽減努力
- ・ ガイドラインや協定
- ・ 調査研究とリンクしたエコツアーのとりくみ
- ・ モニタリングの仕組みづくりへのとりくみ
- ・ 宿泊施設のとりくみ
- ・ 交通システムのとりくみ

##### **c . 地域との連携や協力体制**

- ・ 事業者の地域社会への貢献
- ・ 事業者の地域とのつながりづくりのとりくみ
- ・ 学校教育とのつながりづくりのとりくみ
- ・ 正確な情報提供へのとりくみ

##### **d . その他、持続的継続のための努力**

- ・ 推奨制度など
- ・ 自治体などの長期計画や戦略、条例などの施策立案 等

#### ( 4 ) 課題

- ・ 選定委員会の構成
- ・ 選定事務局の設定
- ・ 公募の要項の内容
- ・ 選定のスキーム
- ・ 大賞の運営費



# エコツーリズム推進マニュアル

## ( 1 ) 基本的考え方

エコツーリズム推進に取り組む地域に向けて、推進の基本的な手法やポイントをまとめたツールの作成を通してエコツーリズム推進地域を支援する。

## ( 2 ) 意義

- ・ エコツーリズム推進による効果と推進手法を幅広く知らせることによって、エコツーリズム推進地域が増加する。
- ・ エコツーリズム推進の基礎的なノウハウの提供によって、地域が独自に推進に取り組むことができる。

## ( 3 ) 目標 ( 成果 )

エコツーリズム推進のノウハウを取りまとめた図書を出版する。

## ( 4 ) 成果物のイメージ

大分類	中分類	小分類
理論編	1. エコツーリズムについて ( 1 ) エコツーリズムとは	エコツーリズム推進に向けた基礎情報 ・ エコツーリズムとは ・ エコツーリズムの潮流 ・ 先進地の事例
	( 2 ) エコツーリズム推進の意義	エコツーリズム推進の利点 ・ エコツーリズム推進による効果 ・ プロジェクト推進のための課題
方針決定編	2. プロジェクト実施の決定と体制作り ( 1 ) エコツーリズム実施への合意形成	エコツーリズム推進の目的 ・ 目標の設定 ・ 方針の設定 ・ 推進対象地域の設定
	( 2 ) フィージビリティの把握	観光に関する現況調査の必要性と手法

	( 3 ) 地域の推進体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況</li> <li>・ ニーズ（観光客・ 事業者）</li> <li>・ 情報提供ツールの現況</li> </ul> 社会環境の調査の必要性と手法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人的資源の状況</li> <li>・ 経済的ニーズ</li> </ul> 推進体制モデル <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域をあげた取り組みの必要性</li> <li>・ 推進体制概念図</li> <li>・ 各者の役割と求められる能力</li> <li>・ 地元行政の役割</li> </ul>
	( 4 ) 地域コーディネーターの養成	地域コーディネーターの役割 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要となる役割</li> <li>・ 地域コーディネーターの留意点</li> </ul>
計画論編	3 . ルール（基本計画）の策定	
	( 1 ) 基本方針の策定（基本構想）	基本方針の策定方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理念の考え方と例示</li> <li>・ 目標の考え方と例示</li> </ul>
	( 2 ) エコツーリズムに係わる資源の把握	エコツーリズムに係わる地域資源調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然、文化、歴史などの資源の現況</li> <li>・ 指定、法的担保の現況</li> </ul>
	( 3 ) 資源の保全と利用に関する計画	土地利用計画の策定の考え方と手法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の必要性</li> <li>・ ゾーニングの考え方</li> <li>・ サイト計画の考え方</li> <li>・ 利用と制限の考え方</li> </ul> 資源管理計画の考え方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ モニタリング計画の考え方</li> <li>・ リハビリテーション計画の考え方（ローテーション計画、生態管理含む）</li> <li>・ 資金調達の考え方</li> <li>・ 管理人材調達の考え方</li> <li>・ 資源の復元・創出の考え方</li> </ul>
	( 3 ) ルールの遵守とペナルティ	基本計画の実践 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ルールの監視方法</li> </ul>

	( 4 ) 地域経済への貢献度合いを高めるための計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ルール違反への対応</li> </ul> <p>地域経済と観光振興の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光消費がもたらす経済効果</li> <li>・ 他産業への波及効果</li> <li>・ 波及効果の高め方</li> </ul>
	( 5 ) 来訪者の啓蒙や教育に関する計画	<p>エコツアー参加者への効用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子供たちへの教育効果の発揮方法</li> <li>・ 環境教育や自然保護に関する考え方の啓蒙方法</li> <li>・ 大量観光への対応方法</li> <li>・ ( 先進地の事例 )</li> </ul>
	( 6 ) 地域内の共通理解の促進	<p>住民参加の促進方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民参加の必要性</li> </ul>
実践論編	4 -1 . エコツアーの実践と継続	
	( 1 ) 地域資源の基礎調査	<p>基礎調査の手法とまとめ方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基礎調査の視点</li> <li>・ 調査の基本設計</li> <li>・ 調査結果のまとめ方</li> <li>・ 専門調査のための参考学問領域</li> </ul>
	( 2 ) ガイドの育成	<p>エコツアーガイドの役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガイドの心構え</li> <li>・ 必要となる専門能力</li> <li>・ 関連する学問領域の紹介</li> </ul>
	( 3 ) 解説素材の整理	<p>解説素材の活用方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 素材が伝えるメッセージとは</li> <li>・ メッセージを深めるための研究方法</li> </ul>
	( 4 ) 解説テクニックの開発	<p>メッセージの伝え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気づきや働きかけによる手法</li> <li>・ コミュニケーションの留意点</li> <li>・ 小道具類の使い方</li> <li>・ ( 参考事例の紹介 )</li> </ul>
	( 5 ) プログラム・シナリオの開発	<p>プログラムのシナリオ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ プログラムのテーマとは</li> <li>・ プログラムの基本的な構成</li> </ul>
	( 6 ) ツアー商品の造成	<p>ツアー商品化に向けた留意点</p>

( 7 ) 基礎的なマーケティング計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プログラムとツアー商品の違い</li> <li>・ 主催旅行と手配旅行</li> <li>・ 移動、食事、休憩、宿泊などの考え方</li> </ul> <p>マーケティング戦略の立案方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旅行者動向に関する基礎情報</li> <li>・ ターゲットの分類と特性（ニーズ）</li> <li>・ 年間商品計画</li> </ul>
( 8 ) 販売や販売促進に関する計画	<p>販売方法の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直接販売と間接販売</li> <li>・ 旅行業の役割</li> <li>・ 販売促進の方法</li> <li>・ 情報提供の方法</li> </ul>
( 9 ) 安全管理に関する計画	<p>リスクマネジメントの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスクの種類</li> <li>・ 安全管理の考え方</li> <li>・ 地域で事業を継続するための意識</li> </ul>
( 10 ) 事業収支に関する計画	<p>事業収支計画の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業収支計画のモデルの提示</li> </ul>
( 11 ) 運営や販売体制に関する計画	<p>販売組織と組織管理の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の他事業者との連携</li> <li>・ ツアーオペレーターの役割</li> <li>・ 組織管理の基本的な考え方</li> </ul>
( 12 ) 事業実施・販売体制の確立	<p>起業に向けた基礎情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種法人の特性</li> <li>・ 企業理念の重要性</li> </ul>
( 13 ) ツアーの実施	<p>ツアー実施にむけた留意点</p> <p>ツアー実施までのシミュレーション</p>
( 14 ) ツアーの評価	<p>ツアーの品質管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価の必要性</li> <li>・ 評価の方法</li> </ul>
( 15 ) フィールド管理	<p>フィールドの持続的な活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ モニタリング調査の必要性</li> <li>・ 調査の継続に向けて</li> <li>・ 調査結果のフィードバック</li> </ul>

4-2. 資源の管理と形成

1) 資源調査の実施

(1) 資源状態の把握

資源管理のための詳細調査

- ・ 構成する要素相互の関係把握
- ・ 資源の動態の把握、変化の予測

(2) 資源形成の履歴の把握

資源と生活や営みとの関係の解明

- ・ 資源形成の過程の把握
- ・ 資源状態の維持と人為との関係の把握

(3) モニタリング調査

モニタリング調査計画

- ・ 調査項目の設定
- ・ 調査方法の検討

自然環境インパクト調査

- ・ 調査ポイントの設置

社会・経済的インパクト調査

- ・ 経済分配のしくみ
- ・ 地域住民の関係性の変化

2) 資源管理の実施

(1) 自然生態系の管理

資源としての自然生態系の維持、形成

- ・ 自然植生の管理
- ・ 動物相の管理
- ・ 種の密度管理

(2) 景観の管理

資源としての景観の維持、形成

- ・ 特徴的土地利用の管理
- ・ 伝統的な建造物(群)の管理
- ・ 街並み景観の管理
- ・ 美化・清掃活動の実施

(3) その他資源の管理

地域における諸資源の維持、形成

- ・ 祭りなど地域イベントの維持、演出
- ・ 地域における特徴的な料理の維持、形成
- ・ 地域における特産品、土産物の維持、開発

(4) 財源、担い手の確保

資源管理のための財源、担い手の確保

- ・ 受益者負担の仕組みづくり
- ・ 事業者負担の仕組みづくり
- ・ 公的機関による補助

3) 利用のための基盤整備	快適かつ低負荷な利用のための施設整備
(1) 利用施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ルート設定の考え方</li> <li>・ 休憩施設等の設置、整備</li> <li>・ 資源保護施設の整備</li> <li>・ ユニバーサルデザイン</li> </ul>
(2) 情報提供のための施設整備	<p>地域情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報拠点の設置場所の検討と整備</li> <li>・ セルフガイドのための説明施設整備</li> </ul>
4) 環境負荷軽減の実施	
(1) ゴミ、尿尿の処理	<p>地域、関連施設等でのゴミ問題への取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ゴミの減量、処理</li> <li>・ 生ゴミ等のリサイクル</li> <li>・ 尿尿の処理システム</li> </ul>
(2) 大気、水質の保全、浄化	<p>地域、関連施設等の低公害化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光関連施設、事業の低公害型化</li> <li>・ 低公害型交通機関の導入</li> <li>・ 交通コントロール</li> <li>・ 水質浄化システムの導入</li> </ul>
(3) 省エネ、新エネの促進	<p>地域、関連施設等でのエネルギー問題の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光関連施設での省エネ化</li> <li>・ 自然エネルギーの導入</li> </ul>
(4) リサイクル	<p>地域における物質循環の仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ バイオマス循環の仕組み</li> </ul>

## モデル事業（公募要領）

### 「エコツーリズム推進モデル事業」を実施する地区の公募について

環境省では、平成16年度より、全国に複数のエコツーリズム推進モデル地区を設置し、1地区3ヶ年計画でエコツーリズムを普及・定着させるための「エコツーリズム推進モデル事業」を行います。モデル地区では、自然や文化の保全についてのルール策定や、ツアーの実施に着手し、エコツーリズム推進による地域社会への効果が十分に発揮されるように、環境省および関係府省のバックアップによる各種支援事業を実施します。

つきましては、以下の通り「モデル地区」として、エコツーリズム推進に意欲的に取り組む地方公共団体を公募いたします。

#### 1. 事業主旨

環境省では、エコツーリズムを「豊かな自然の中での取り組み」「多くの来訪者が訪れる観光地での取り組み」「里地の身近な自然、地域の産業や生活文化を活用した取り組み」として幅広くとらえており、専門的な解説を通して地域の自然や生活文化などを楽しむツアーが実施される地域が増え、多くの旅行者がこのようなツアーを楽しむことができるようになり、その結果として、地域社会が活性化するとともに自然環境に対する理解が深まることを目指しています。しかしながら、エコツーリズムの考え方がわが国に紹介されてから既に10年以上が経過したところですが、全国的に広く普及・定着するには至っていません。

このような状況下、環境省は、昨年11月にエコツーリズム推進会議（議長：小池百合子環境大臣）を設置し、関係府省との連携のもとでエコツーリズム推進方策について検討を進めているところです。本会議では、エコツーリズムは環境の保全だけでなく、地域の活性化にとっても多大な効果をもたらすので、エコツーリズム推進に取り組む地域を支援していくことが重要であるとの意見が多く出され、複数の推進方策が提案されました（環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/> をご覧ください）。また、成功実例を作ることによって具体的な推進方法とその効果を呈示することが重要であるとの見解から「モデル地区」の設置が重点事業として位置づけられました。

これを受けて、環境省では、地方公共団体からの申し出を踏まえて、次の3類型それぞれについてモデル地区を計8地区設置し、地区ごとに資源調査やプログラム開発、ガイド等の人材育成、ルールづくりなどの支援事業を行います。

### 豊かな自然の中での取り組み

原生的な自然を有する地域において、自然に直接ふれあうガイドツアーが自然に影響を与えないよう、適切なルールのもとで推進されるようなモデルを形成します。

### 多くの来訪者が訪れる観光地での取り組み

すでに多くの観光客が訪れている観光地域や、地域固有の素材を活用した誘客による地域振興を目指す地域などにおいて、一般的な観光旅行や林間学校などの体験内容を、自然や生態の成り立ちや地域文化への理解を促し、深い感動を与えるものへと改善されるようなモデルを形成します。

### 里地里山の身近な自然、地域の産業や生活文化を活用した取り組み

里地里山における自然体験、里山や植林の管理、清掃活動など、環境保全活動自体を魅力あるプログラムに結びつけた新しい観光のジャンルを確立し、ツアーへの幅広い参加を促すとともに、地域経済の活性化と資源の保全の両立が図られたモデルを形成します。

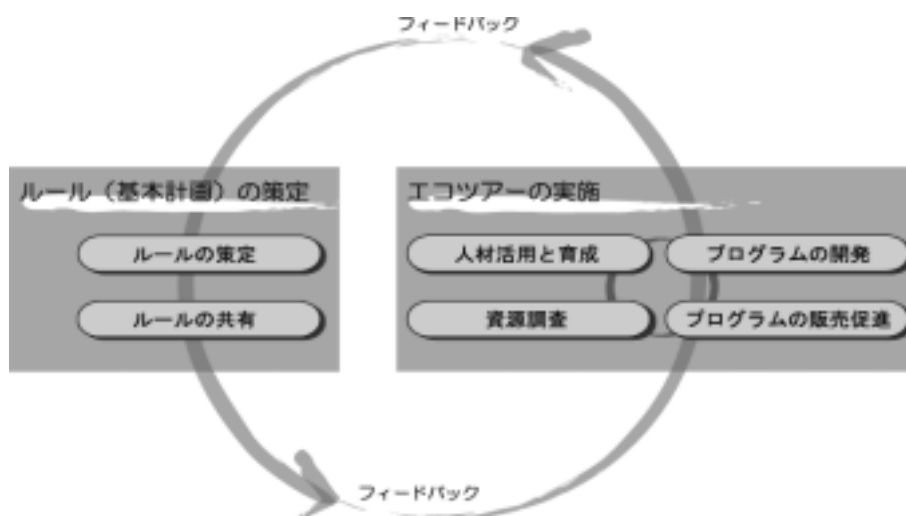
## 2. 事業内容

各モデル地区では、本事業期間内に、

ルール（基本計画）の策定

エコツアー（専門ガイドが同行するツアー）の実施

の達成を目指します。その実現に向けて次に挙げた事業等の中から各モデル地区の特性に応じた事業を取捨選択し、各地域にふさわしい内容として実施致します。





## ( 1 ) ルール ( 基本計画 ) の策定に向けた各種支援事業

### ルールの策定

資源の保全と利用のルールや、エコツーリズムを推進する上での拠り所となる考え方などを取りまとめた基本計画を策定します。計画の項目は各地区の状況により異なりますが、次のような項目が含まれると考えます。

- ・ 関係者や地域住民が共有すべき基本的な考え方 ( 基本理念 )
- ・ 地域振興の基本的な方向性
- ・ 地域資源の管理についての考え方
- ・ 住民参加の考え方
- ・ 保全と利用のためのルール
- ・ ルール遵守の監視方法とペナルティ
- ・ モニタリング調査や資源管理の具体的な方法
- ・ エコツアーの基本コンセプト
- ・ 継続のための資金調達の方法 ( グリーンパスポートなど )
- ・ ガイドの資格登録制度
- ・ エコホテル、エコ土産などの認定制度

### ルールの共有

地域住民を含む関係者がルール ( 基本計画 ) の内容を理解し、実践するために、住民参加によるワークショップの開催や、パンフレットの作成と配布などを通じて、情報の共有化を図ります。

## ( 2 ) エコツアーの実施に向けた各種支援事業

### 資源調査 ( 資源の発掘とモニタリング )

各モデル地区内の野生生物、植物、地形などの自然資源や、生活文化、産業、歴史などの人文資源を調査によって整理し、地域の魅力を明確にします。野生生物や希少な植生などについては、専門家による継続的なモニタリング調査を行い、資源の保護管理に努めます。

また、調査や研究を通して得られた知見をエコツアープログラムにおけるガイダンスの内容に結びつけます。

本モデル事業実施期間の終了後もエコツアーの実施による地域資源への影響の測定や、調査・研究結果をガイダンス内容に活用するなど、エコツアーとの連携が継続的に行われるように、モニタリング調査体制を

構築します。

### 人材活用と育成

エコツアーガイドや地域文化を伝承する人材の活用に向けて、基本的な接客術や、地域の自然や文化に関する基礎情報、解説内容を効果的に伝えるテクニックなどの習得を目指したセミナーを開催します。

### プログラムの開発

解説対象となる素材の抽出、解説内容、伝えるメッセージを深める情報、メッセージを効果的に伝えるための方法などをとりまとめたガイドンス素材を整理します。また、テーマを設定し、シナリオを描き、これに沿ってガイドンス素材を配置したモデルプログラムを複数開発します。

モデルプログラムに、食事や宿泊、移動手段なども加味した上で、価格を設定したモデルエコツアー商品を開発します。

一般旅行者や旅行業者などを招いたモニターツアーを実施し、成果と反省点を明らかにして、ツアー商品の内容を改善します。

マーケットや季節に応じて、エコツアー商品の品揃えを強化します。

### プログラムの販売促進

エコツアー商品の販売に向けて、宿泊施設や運輸業者、土産店などの観光関係者との連携を図り、販売体制を確立します。

パンフレットの作成やホームページの開設などにより販売ツールを整えます。

## (3) その他の各種支援事業

### モデル地区内の推進体制の構築

各モデル地区にエコツーリズム推進協議会を設置し、推進体制を整えます。また、エコツーリズム推進協議会を中心とした地域の関係者による話し合いを適宜行い、地域の実情に応じた助言をいたします。

### エコツーリズム キックオフ シンポジウムの開催

モデル事業実施に向けて関係者や地域住民の意識を高め、事業内容についての理解を深めるために、エコツーリズム推進シンポジウムを開催し、エコツーリズム推進地区の宣言を行います。

### エコツーリズム推進協議会メンバーの研修

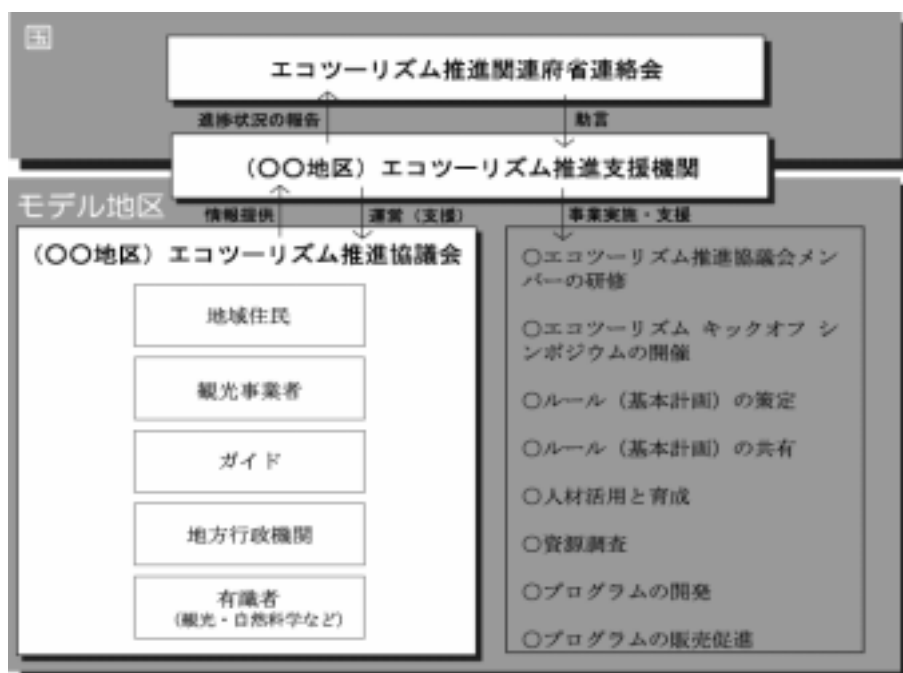
各モデル地区に設置されたエコツーリズム推進協議会のメンバーを対象に、地域の中心となってエコツーリズムを推進する人材を育成する研修を実施します。

## 3. 事業の進め方

環境省は、エコツーリズム推進支援機関（本事業実施にかかる業務をエコツーリズム推進に必要なノウハウを備えた公益法人等の専門機関）に業務委託します。モデル地区における各種事業はこのエコツーリズム推進支援機関が実施・支援いたします。

各モデル地区では関係者からなるエコツーリズム推進協議会を設置し、エコツーリズム推進支援機関との連携を図りながら各種事業実施を推進していただきます。

また、国にはエコツーリズム推進関係府省連絡会を設置し、エコツーリズム推進支援機関からの報告を参考としながらモデル事業全体をとりまとめます。また、国では、この事業を推進するモデル地区を公表し、エコツーリズム推進のための具体的な動きが始まったことを広くアピールするとともに、ホームページにモデル事業の推進状況を知らせるサイトを開設し、掲載情報は適宜更新します。



#### 4 . 実施期間

平成 16 年 6 月～平成 19 年 3 月の 3 ヶ年間とします。また、各年度に実施する主な事業項目は次の通りです。

- 1 年目：エコツーリズムキックオフシンポジウムの開催（平成 16 年 7 月頃）  
エコツーリズム推進協議会メンバーの研修（平成 16 年 9 月頃）実施・  
推進体制の構築、資源調査、ルール（基本計画）策定の準備
- 2 年目：ルール（基本計画）の策定、ルールの共有、プログラムの開発、人材  
活用と育成
- 3 年目：エコツアーの実施、プログラムの販売促進

#### 5 . 公募期間

平成 16 年 3 月 15 日（月）～4 月 16 日（金）とします。

#### 6 . 提出物

申請にあたり提出すべき書類及び記載項目は以下の通りです。

提出物	備 考
申請書（別紙 1）	別紙 1 を用い各項目をご記入ください。
事業推進計画書	次のような項目に留意して事業推進計画書を作成し、別紙 1 を表紙として添付し、ご提出ください。なお、計画書自体については、A4 版であれば様式・分量及び製本要領等は任意です。おおよそ 3 枚程度を目処として作成してください。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 応募の目的</li><li>・ エコツーリズム推進の現状と課題</li><li>・ エコツアーの取り組み実績</li><li>・ エコツアー実施を想定するエリア</li><li>・ 想定されるツアープログラムの内容</li><li>・ 資源立地の分類（「1 . 事業主旨」の 3 類型から選択）</li><li>・ エコツーリズム推進協議会のメンバー・団体案</li><li>・ 事業内容</li><li>・ 事業概算 など</li></ul>

## 7. 応募の要件

次のような要件を満たす地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、広域連合など）とします。

エコツーリズム推進の主体は地元であるという認識に立って、主体的かつ意欲的な取り組みができること。

エコツーリズム推進地域の見本として、本事業期間後も継続的な取り組みができること。

事業運営に際して、適宜最適な人材を柔軟に選択し担当させることが可能であること。

事業運営に際して、必要に応じ事務作業等が可能であり、かつ環境省およびエコツーリズム推進支援機関と緊密に連携し行動することが可能であること。

事業実施にかかる経費の負担が可能であること（国の負担額と同額とし、各年度につき最大で1,000万円を目処とします）。